

## 宝塚医療大学公益通報に関する規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、公益通報者保護法（以下「法」という。）に基づき、宝塚医療大学（以下「本学」という。）における公益通報に関して必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規則において「教職員等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 宝塚医療大学教職員就業規則第2条に規定する教職員
- (2) 宝塚医療大学非常勤雇用教職員就業規則第2条に規定する教職員
- (3) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に基づき本学の業務に従事している者
- (4) 請負契約その他の契約に基づき本学の業務に従事している者

2 この規則において「公益通報」とは、本学の教職員等が、不正の利益を得る目的、他人に損害を与える目的その他の不正の目的でなく、本学の教職員等について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、次の各号のいずれかに通報することをいう。

- (1) 本学
- (2) 当該通報対象事実について処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下この条において同じ。）若しくは勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。）をする権限を有する行政機関（法第2条第4項に規定する行政機関をいう。）
- (3) 当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者

3 この規則において「通報対象事実」とは、次の各号のいずれかに該当する事実をいう。

- (1) 個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として法別表に掲げるもの（これらの法律に基づく命令を含む。次号において同じ。）に規定する罪の犯罪行為の事実
- (2) 法別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが前号に掲げる事実となる場合における当該処分の理由とされている事実（当該処分の理由とされている事実が同表に掲げる法律の規定に基づく他の処分に違反し又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等を理由とされている事実を含む。）

### (通報・相談窓口)

第3条 教職員等からの公益通報又は公益通報に関する相談（以下「通報等」という。）の窓口を総務課に置く。

- 2 通報・相談窓口に通報等受付者を置き、総務課長をもって充てる。
- 3 通報等受付者は、通報等を受け付けたときには、速やかにその旨を当該通報者に通知するとともに、第7条に規定する公益通報委員会に報告するものとする。

### (通報等の方法)

第4条 教職員等は、本学の業務に関して第2条第3項に規定する通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料するときは、書面又は電子メールにより実名で通報等を行うものとする。

### (正当な利益等の尊重)

第5条 通報等を行う者は、他人の正当な利益又は公共の利益を害することのないよう、十分配慮するものとする。

### (通報等処理体制の周知)

第6条 学長は、通報等の窓口及び方法その他必要な事項を教職員等に周知するものとする。

### (公益通報委員会)

第7条 公益通報を適切に処理するため、宝塚医療大学公益通報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、この規則に定めるもののほか別に定める。

(調査等)

第8条 委員会は、通報等受付者から通報等の報告を受けたときは、当該通報等に関して必要な調査等(以下「調査」という。)について検討を行うものとする。

2 委員会は、前項の検討結果を速やかに通報者等に通知するものとする。

3 委員会は、事実関係の調査実施に当たり、調査に対する協力を関係者に要請することができる。

4 委員会は、調査の方法等について通報者等が特定されないよう十分配慮するとともに、被通報者(通報対象事実である法令違反等を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。以下同じ。)及び当該調査に協力する者の信用、名誉、プライバシー及び個人情報に配慮しなければならない。

5 委員会は調査の進捗状況を適宜通報者に報告するとともに、その調査結果を速やかに取りまとめ、当該通報者に通知するものとする。

6 委員会は、調査の結果をその根拠となる資料を添えて学長に報告するものとする。

7 委員会の調査に協力した教職員等は、調査時に知り得た情報を漏洩してはならない。また、職を退いた後も同様とする。

(是正措置の実施)

第9条 学長は、委員会からの報告に基づき、通報対象事実があると認めるときは、速やかに懲戒処分等を含めた是正措置及び再発防止策その他必要な措置を講ずるものとする。

2 学長は、是正措置の完了後、被通報者及び当該調査に協力した者の信用、名誉、プライバシー及び個人情報に配慮し、速やかに当該通報者に是正結果を通知するものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第10条 学長は、教職員等が通報等をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いも被ることがないよう必要な措置を講ずるとともに、職場環境の保全に努めるものとする。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。